

今後の台風接近に係る指令部の運用について

平成30年9月19日

危機管理室

○ 気象情報等により、大阪府に台風が接近し、影響を及ぼすことが見込まれる場合は、大阪府への最接近予測時刻の3時間前をめぐり「大阪府防災・危機管理指令部」の活動を開始し、指令部会議を開催する。

※ ただし、最接近の時刻等によっては、前倒しして活動を開始する。

※ 職員の配備体制については、「非常1号配備」とする。

○ 台風による被害の状況等を各部局において確認し、台風が通過したとみられる時刻から2時間以内に会議を開催して、応急対策の必要性及び体制について協議する。

○ 台風の際の災害対策本部（防災・危機管理警戒本部）の設置については、地震発生の場合と異なり、事前の備えがなされていることから、一概に示すことは難しい面があるが、改めて運用基準や配備体制について整理できないか検討する。